

法令適用事前確認手続（照会書）

令和8年3月5日

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課 貨物流通経営戦略室長 殿

照会者名 弁護士法人 [REDACTED]  
弁護士 [REDACTED]  
同 [REDACTED]  
住 所 [REDACTED]  
[REDACTED]

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

倉庫業法第3条

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

（1）X社について

X社は、鉄道、ホテル、デパート等（以下「施設占有者」といいます。）に対して、遺失物の登録から返却までの業務を一元管理することのできる落とし物管理プラットフォームを提供する会社です。

現在、X社は、施設占有者の遺失物の管理に関する事務負担の軽減及び遺失物の返却率の向上を目的として、施設占有者に対して、遺失物の情報を登録して一元的に管理できるツール（以下「本件ツール」といいます。）を提供するとともに、当該登録情報を基にX社が遺失者からの問い合わせに対応し、遺失者と遺失物とをマッチングさせるサービス等を提供しています。

そして、この度、X社では、下記（3）記載の新たなサービス（以下「本件サービス」といいます。）の提供を検討しています。

（2）前提となる遺失物法上の定め

施設占有者は、自ら拾得し又は拾得者から交付を受けた遺失物について、速やかに遺失者に返還するか、7日以内に警察署長に提出することを義務付けられています（遺失物法第13条1項）。

ただし、施設占有者のうち、遺失物法施行規則28条1項の申請を行い「特例施設占有者」（遺失物法施行令第5条）となった者については、2週間以内に警察署長へ届出を行うことで、上記遺失物の提出義

務が免除されます（遺失物法第17条）。なお、この届出には、遺失物の種類・特徴、拾得日時、拾得場所等を記載する必要があります。

そして、特例施設占有者が上記届出の方法を採った場合、特例施設占有者は、対象の遺失物を自ら保管することになり（遺失物法第17条）、届出から3か月以内に遺失者が現れた場合には、当該遺失物を遺失者に返還し（遺失物法第19条）、遺失者が現れなかった場合には、当該遺失物の所有権を取得することになります（民法第240条）。

### （3）X社が検討中の新たなサービスの内容について

#### ア 本件サービスの目的

特例施設占有者は、上記遺失物法第17条の届出の方法を採ることで遺失物の現物を警察署に提出する義務を免れることができますが、その一方で、同届出に必要な作業を各々独自の方法で行っているところ、同届出にかかる業務の効率化が図られておらず、届出義務が十分に履行できていないケースも見受けられます。また、遺失者からの問い合わせへの対応や遺失物の返却作業についても、人手不足等の問題が生じています。

このような課題を踏まえ、X社は、特例施設占有者を対象として本件サービスを提供することを検討しています（下記②の業務は施設占有者が提供対象となります。）。

#### イ 本件サービスの全体の流れ

本件サービスの全体の流れは以下のとおりであり、本件サービスとして新たに提供を検討しているのは下記②及び④から⑦の過程です。

- ① X社は、施設占有者に対し本件ツールを提供します。
- ② X社は、施設占有者が所轄警察署から特例施設占有者の指定を取得できるようにコンサルティングを実施し、施設占有者に特例施設占有者の資格を取得させる。
- ③ 施設占有者は、本件ツールを利用して、遺失物の情報（物品の写真、拾得場所、拾得日時等）を入力し遺失物データベースを作成します。
- ④ 施設占有者は遺失物の現物をX社に送付、又はX社が施設占有者から遺失物を回収します。
- ⑤ X社は、遺失物を受領後、遺失物データベース上に登録された遺失物の情報と遺失物の現物とを付け合わせて確認し、その結果を施設占有者に連絡します。
- ⑥ X社は、施設占有者から異議が出ない場合には、施設占有者が本件ツールを利用して遺失物データベース上の遺失物の情報を所轄警察署が指定するフォーマットに転記して作成した届出書又は届出データを所轄警察署に提出又は送信することで、遺失物法第17条に基づく届出を代行します。
- ⑦ X社は、上記③で遺失物を受領してから上記⑤の届出後3か月が経過するまでの間、遺失者からの問い合わせに対応し、遺失者が現れた場合には対象の遺失物を遺失者に返却します。
- ⑧ X社は、上記⑤の届出後3か月が経過し施設占有者が遺失物の所有権を取得した場合には、X社と施設占有者の当初の合意に基づきX社が直ちに当該遺失物の所有権を取得し、その後X社において当該遺失物を処分（販売、廃棄等）します。

#### ウ 本件サービスの対価

X社は、本件サービスの対価として、施設占有者から初期費用及び月額費用を受領します。なお、本件サービスは遺失物の保管を業務内容とはしないため、本サービスの対価として保管料は設定しておりません。

初期費用は、本件サービス導入時の環境構築や初期設定（アカウント発行、基本設定、管理画面のカスタマイズ等）の対価として受領します。

月額費用は、本件サービスを導入する施設の数、X社が施設占有者から遺失物を回収する場合はその回収回数、前年度に警察署に提出・届出をした遺失物の件数に応じて算定します。

具体的には、本サービスを導入する施設の数が1件増えるごとに比例的に月額費用が増額します。X社が施設占有者の施設を訪ねて遺失物を回収する場合は、その回収回数が増加するごとに月額費用

が増額します。当該施設占有者が前年度に警察署に提出・届出をした遺失物の件数を基準に、同件数が0件から500件までの場合、501件から1000件までの場合…という形で一定件数ごとに段階的に月額費用が増額します。なお、現実には保管する遺失物の件数、その保管期間、遺失物のサイズや質量等は月額費用に影響を与えません。

## エ 遺失物の保管態様

X社は、上記⑤及び⑦の業務を実施するため、遺失物の現物を以下の態様で保管します。

### (ア) 保管期間

- ・遺失者が現れた遺失物：  
上記④で遺失物を受領してから上記⑦で遺失者へ返却するまで最大3か月と1週間（遺失物の受領から警察署への届出を行うまでの期間1週間＋民法第240条に基づき所有権を取得するまでの期間3か月）
- ・遺失者が現れなかった遺失物：  
上記④で遺失物を受領してから上記⑧でX社が所有権を取得するまでの3か月と1週間

### (イ) 保管後の引渡先

- ・遺失者が現れた遺失物：  
遺失者へ返却します。
- ・遺失者が現れなかった遺失物：  
保管期間経過後直ちにX社が所有権を取得します。  
X社と施設占有者は、本件サービスにかかる契約の締結と同時に、民法第240条所定の期間内に遺失者が現れないことを停止条件として、同期間の経過により施設占有者が遺失物の所有権を取得した後直ちに当該遺失物の所有権をX社に譲渡する旨の合意を締結します。X社は、同合意に基づき上記保管期間経過後遺失物の所有権を取得することになります。

### (ウ) 保管場所

X社が上記⑤及び⑦の業務を行う事業所又は倉庫

## 3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

本サービスを提供するにあたっては、先のとおり遺失者が現れた場合には最大3か月と1週間、現れない場合には3か月と1週間、一時的にX社が遺失物を保管する期間が生じます。もっとも、以下のとおり、X社による当該保管は、倉庫業法第2条2項の「倉庫業」には該当せず、同法3条の登録は不要と考えます。

### (1) 倉庫業法上の定め

倉庫業法が登録対象としている「倉庫業」は、「寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業」（同法第2条2項）と定義され、下記の3つの要件を全て満たすものが対象となります（グレーゾーン解消制度における2021年1月12日付「確認の求めに対する回答の内容の公表」3頁下から15行目参照）。

- 要件① 物品の寄託を受けていること
- 要件② 物品を倉庫において保管していること
- 要件③ 上記要件①及び要件②を行う営業であること

もっとも、これらの要件に該当するとしても、倉庫業法施行令第1条に規定された保管に該当する場合には、倉庫業の定義から除外されます（倉庫業法施行規則等運用方針1頁7行目参照）。

そして、倉庫業法施行令第1条2号では「特定の物品を製造若しくは加工した後に他人に譲渡する営業又は特定の物品を他人から預かり、当該特定の物品について洗濯、修理その他の役務（保管を除く。）を提供する営業を営む者が、当該営業の前後に当該営業に付随して自ら行う当該特定の物品の保管」を規定しており、クリーニング業やタイヤ販売交換を行う事業等の特定の物品のみに係る何らかの役務を提供する営業を行う者が、当該営業において現に役務の対象となった物品について保管を行う場合はこれにあたとされています（同運用方針1頁下から18行目参照）。

そして、ここでいう「当該営業に付随して自ら行う当該特定の物品の保管」とは、以下の要件を満たすものであって、対価の有無は問わないとされています（同運用方針1頁下から14行目以降参照）。

- ④ 特定の物品について製造、加工、洗濯、修理等役務を提供した事業者が自ら保管行為を行うものであること
- ⑤ 当該他の営業の役務の対象となった物品を保管するものであること
- ⑥ 当該他の営業と同一敷地内において行われる保管であって、専用の施設を設けて行われるものでないこと
- ⑦ 当該他の営業に対して従たる程度に行われたものであること

## （2）要件①「寄託」に該当しないこと

倉庫業登録申請の手引き2頁では、「寄託でないもの」の例として、自家保管、運送契約に基づく運送途上での一時保管や修理等の役務のための保管等を挙げられています。

本件サービスの提供過程において行われるX社による遺失物の保管は、以下のとおり、実質的に自家保管に該当し、又は運送途上での一時保管や修理等の役務のための保管のように保管義務が契約の主たる内容でなく寄託に当たらない場合に該当し、要件①の「寄託」に該当しないものと考えます。

### ア X社による遺失物の保管が実質的に自家保管であること

先のとおり、X社と施設占有者は本件サービスにかかる契約締結と同時に遺失者が現れないことを停止条件としてX社が当該遺失物の所有権を取得する旨の合意を締結し、X社は、同合意に基づき、その保管する遺失物について、遺失者が現れなかった場合には民法第240条所定の期間（3か月）の経過をもって所有権を取得する予定となっています。

すなわち、X社は、施設占有者から遺失物の保管を受託しているという側面よりも、最終的に遺失者が現れなければ自己の物となる物を一時的に保持しているという自家保管の側面が強く、寄託に基づく保管とは性質を異にすると考えます。

### イ 本件サービスにおいて遺失物の保管義務が契約の主たる内容でないこと

先のとおり、本件サービスの目的は、特例施設占有者における遺失物法第17条の届出作業の効率化及び遺失者からの問い合わせへの対応や遺失物の返却作業の負担軽減であり、本件サービスの主たる内容は、上記目的のため、X社が、コンサルティングを実施し、遺失物とその情報との付合せ作業、本件ツールと利用して警察へ提出する届出書を作成できるサービスの提供、遺失者からの問い合わせへの対応及び返却作業を実施することです。

X社による遺失物の保管は、上記⑤の遺失物とその情報との付合せ作業、上記⑦の遺失者からの問い合わせへの対応及び遺失者への遺失物の返却作業を実施するために、X社が一定期間遺失物を保持している必要があるためなされるものであり、遺失物の保管それ自体は本件サービスの主たる内容ではありません。

また、先のとおりX社による遺失物の保管期間は最大で3か月と1週間となりますが、当該期間は、X社が任意に設定したものではなく、遺失物法に基づく届出までの期間（1週間）及び民法に基づく施設占有者への所有権帰属までの期間（3箇月）という制度上予定された期間に対応したものにすぎません。

したがって、X社による遺失物の保管は、制度上予定された期間に対応して、本件サービスの提供のために行われるものであり、遺失物の保管義務が本件サービスにかかる契約の主たる内容になっていないわけではないため、上記手引きが列挙するような運送途上での一時保管や修理等の役務のための保管に類似し寄託には当たらないものと考えます。

## （3）要件③「営業」に該当しないこと

X社が本件サービスの対価として受領するのは、上記2（3）イ記載の②、⑤、⑥及び⑦の業務（コンサルティング、遺失物と情報の付合せ、警察署への届出代行、遺失者からの問い合わせ・返却対応）に対する対価であり、X社は本件サービスの提供にあたり施設占有者に対し遺失物の保管費用を請求することを予定していません

また、X社は、月額費用の算定にあたり、先のとおり考慮要素の一つにしている遺失物の件数はあくまでも前年度に警察署へ提出・届出を行った遺失物の件数に過ぎず、その他、実際にX社が受領する遺失物の件数、サイズ、質量、保管期間等といった、通常、保管費用に影響を与える要素を考慮せずに月額費用を設定しているところ、月額費用に実質的に保管費用が含まれているということもありません。

したがって、本件サービスの対価には遺失物の保管にかかる費用は含まれておらず、X社は遺失物の保管について対価を得る営業を行うものではないところ、要件③の「営業」にも該当しないものと考えます。

#### （4）倉庫業法施行令1条2号に該当すること

本件サービスにおいては、上記⑤の遺失物とその情報との付合せ作業、上記⑦の遺失者からの問い合わせへの対応及び遺失者への遺失物の返却作業を実施するX社が自ら（④）、同業務を実施するXの事業所・倉庫において、別途専用の施設を設けることなく（⑤）、同業務の対象である遺失物を（⑥）保管します。

そして、上記（2）イで述べたとおり、X社による遺失物の保管は本件サービスの提供のためにX社が遺失物を一定期間保有していることが必要不可欠であるから行われるものにすぎず、X社による役務の提供に対して従たる程度に行われるものです（④）。

したがって、本件サービスにおけるX社による遺失物の保管は「当該営業に付随して自ら行う当該特定の商品の保管」に該当するものと考えます。

#### （5）小括

以上より、本件サービスの提供過程において行われるX社による遺失物の保管は、寄託を受けて行われる保管には当たらず（要件①）、保管の対価を得る営業にも該当しません（要件③）。また、倉庫業法施行令第1条2号に該当するところ、倉庫業法第2条2項の「倉庫業」には該当せず、同法第3条の登録対象にはならないものと考えます。

### 4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

希望する。

### 5. 連絡先

